

# 民商だより



川越・東松山民主商工会 2021年2月3日 NO.4

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigashimatuyama.org/>

## 緊急事態宣言3/7まで延長決定 飲食店の時短要請延長

菅総理は2日、緊急事態宣言の1カ月の延長を発表しました。飲食店への19時までの酒類の提供、20時での閉店などの対応は継続とし、新たに日中の不要不急の外出自粛が追加されました。宣言は、感染状況により期限より前に解除される場合があります。

### 飲食店に関して＝一時短・休業の延長を要請

1/12～2/7まで時短営業や休業した場合に最大162万円の協力金が受けられる「埼玉県感染防止対策協力金（第4期分）」は、今までの通達通り2/8以降の申請で給付が受けられます。電子申請か書類での申請になります。

緊急事態宣言の延長に伴い、2/8～3/7までの時短営業・休業に対しての協力金については、現在政府内で検討しているようです。

飲食店が時短休業要請に対応しているか、電話や訪問でのアルバイトを使った調査が行われているようです。19時以降に無理やり酒を提供させ、口止め料として金を要求する恐喝事件も出ているようですので注意してください。

### 飲食関連業、自粛により影響を受けた業者＝「一時金」増額決定

西村経産大臣は2日、宣言の延長に伴い、飲食店へ直接・間接的に品物を卸す業者などへの「一時金」を、法人最大60万円、個人事業主最大30万円へ増額することを明らかにしました。

申請開始は3月以降を検討とされていましたが、宣言延長に伴い申請開始時期が延びる可能性があります。

### 確定申告（所得税・消費税）の申告期間「4/15まで延長」

宣言の延長を受け、3/15までだった確定申告・消費税申告の申請期限が4/15まで延長となりました。民商の集団申告は3/12（金）に開催します。

集団申告に関しても、税務署の対応含め、昨年よりもさらに制限される可能性があります。来週、川越税務署、東松山税務署との懇談が予定されています。詳細が決まりましたら、民商だより、2回目の班会等でお知らせいたします。

### 夜間外出自粛延長 公民館の夜間利用禁止も延長

現在1回目の班会（説明会）を公民館等で行っていますが、夜間の利用が出来なくなっています。川越市、東松山市以外の、町の公民館は、昼間も含め利用が出来なくなっています。利用人数は、会場利用数の半分以下に制限されています。新規の会場予約も不可となっています。

### 2回目の班会（申告書作成）のお知らせは、簡易書簡にて発送します

2回目の班会のお知らせを発送準備中です。蔓延防止対策等を含め、公民館の利用を中心にしています。会員さんの店や、集会所などの施設は今年の班会では利用しません。

事前予約での対応とさせていただきます。パソコン班会は、毎週木曜日の自主計算会において開催します。



## Zoom 配信による申告説明会を初開催

2/1（月）19時から、Zoomによる申告説明会を初めて開催し、8名の会員さんが参加しました。事務局も会員も不慣れな中ではありましたが、2023年から始まるインボイス制度中止への話や、書き方の大きく変わった申告の説明を行いました。



## 「消費税・インボイス制度は中止させよう」のステ看板行動

1/31（日）、毎年行っている民商ステ看板の貼りだし行動を行い、16名の役員・会員が参加。80本の看板を、会員さんの自宅やお店、工場などへ貼りだしを行いました。

下田会長は、「コロナで困っている業者をひとりも生まないように、民商の運動を広げて知らせていこう」と決起集会で話しました。



## コロナ納税（徴収）の猶予の特例、2/1終了も、「やむを得ない理由がある場合」は期限後でも申請可能

コロナの影響で一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難になる場合、最大2年間税金の納付が猶予される制度。2022年までの1年間延長を求めています。政府は「融資で対応しろ」と2/1に期限が終了しました。

緊急事態宣言の影響による事務作業の遅れや、納税者自身のコロナ感染など、やむを得ない理由がある時は、期限後でも申請を受け付けると発表しました。

2021年2月1日までに納期限を迎えた税金に対して、コロナ納税（徴収）の猶予が申請できます。2/1以降に納期限を迎える税金に対しては、換価の猶予の申請が出来ます。

コロナで収入が減り払いきれない税金はそのままにせず、猶予申請を行うことで延滞税が軽減されます。申請が受理されれば滞納扱いにならないので、融資の審査も受けられます。

## 緊急事態宣言延長による売上減 拡充されたコロナ融資で乗り切ろう

民商では国に持続化給付金の再支給を求めています。現在は実現していません。その中、コロナ融資制度に関しては制度が拡充されています。

【改善条件】直近1カ月の売上が前年（前々年）同月比5%以上減少  
→直近2週間以上の売上、又は直近1カ月を含む6カ月の平均売上が前年・前々年・3年前の同期と比べて5%以上減少した場合。

そのほか、申請時の試算表・押印の省略可。状況に応じて複数回の利用可。上限額の引き上げなど改善されました。

緊急事態宣言の延長に伴い、社協の緊急小口資金の据置期間なども改善されています。今ある制度を活用して、商売乗り切りましょう。

2月の日程 自主計算 13:30～16:00 毎週木曜日。2/4、25を川越事務所  
2/18は東松山駅前にて開催します。事前に予約ください。

2/11（木・祝）なんでも相談会（ウェスタ川越） 10～12時  
2/14（日）なんでも相談会（東松山市民文化センター） 10～12時

★事務所来場の際は事前に連絡ください。来場時は受付と検温をお願いしています。 民商公式LINE